## 議案第100号

大口町使用料徴収条例の一部改正について

大口町使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、他の法規等を引用している箇所の改正漏れを解消することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町使用料徴収条例の一部を改正する条例

大口町使用料徴収条例(昭和49年大口町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

別表土地の項中「大口町道路、公共用物の管理に関する条例」を「大口町公共用物の管理に関する条例」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町使用料徴収条例の一部改正新旧対照表

新				IΒ			
(徴収の範囲)				(徴収の範囲)			
第2条 使用料は、法第238条の4第7項の				第2条 使用料は、法 <u>第238条の4第4項</u> の			
規定による許可を受けて行政財産を使用する				規定による許可を受けて行政財産を使用する			
者又は公の施設を利用する者から徴収する。				者又は公の施設を利用する者から徴収する。			
別表(第3条関係)				別表 (第3条関係)			
行政財産の目的外使用				行政財産の目的外使用			
行政財産の	使用区分	単位	金額	行政財産の	使用区分	単位	金額
種類				種類			
土地	電柱の敷地	1 本につ	大口町公共	土地	電柱の敷地	1本につ	大口町道
	として使用	き1年	用物の管理		として使用	き 1 年	路、公共用
	する場合		に関する条		する場合		物の管理に
	送電塔の敷	1平方メ	<u>例</u> (昭和 4		送電塔の敷	1平方メ	関する条例
	地として使	ートルに	9年大口町		地として使	ートルに	(昭和49
	用する場合	つき 1 年	条例第7		用する場合	つき 1 年	年大口町条
			号)第7条				例第7号)
			第2項に定				第7条第2
			める額				項に定める
							額
	略	略	略		略	略	略
略				略			